

## 第 2 章

### 労働委員会の組織

第1節 概 要

第2節 委 員

第3節 あっせん員候補者

福島県個別的労使関係調整員候補者

第4節 事 務 局



## 第2章 労働委員会の組織

### 第1節 概要

#### 1 労働委員会

当委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に掲げる目的を達成するため、労働組合法第19条の12及び地方自治法第180条の5の規定に基づいて設置された独立した行政機関である。主に、不当労働行為の審査等の判定業務と労働争議等の調整業務を行っている。

#### 2 業務

##### (1) 不当労働行為の審査等の判定業務

不当労働行為の審査、労働組合の資格審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続きが開始されるが、これらは、労働委員会の公益委員のみで行うこととされている。なお、不当労働行為の審査については、労働者委員及び使用者委員も参与委員としてその手続に参加することができる。

##### (2) 労働争議等の調整業務

ア 調整業務には、あっせん、調停及び仲裁がある。

調整業務は、労働者の団体と使用者又はその団体との間で、労働関係に関する主張の不一致のため、争議行為の発生している状態又は発生するおそれがある状態となった場合に、これを解決するため、紛争当事者の間に立って調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図るものであり、労働組合等と使用者の双方又は一方からの申請、若しくは労働委員会の職権により手続が開始される。

イ 公益事業（争議行為が発生した場合に公衆の日常生活に重要な影響を与える事業として労働関係調整法第8条で指定された事業）について、労働争議の状況を把握するため、争議行為の予告通知の受理、労働争議の実情調査を行っている。

ウ 労働者個人と使用者との間で生じた個別的労使関係に関する諸問題について、紛争化を未然に防ぎ、既に紛争状態となった場合には円満な解決を図るため、労働相談及び調整等を行っている。

#### 3 構成

##### (1) 委員

公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員及び使用者を代表する使用者委員三者からなり、当委員会は、公・労・使各側5人の総数15人の委員で構成されている。

委員の任命手続きは、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、知事が任命することとなっており、その任期は2年であり、再任が可能である。

公益委員の任命に労使委員の同意が必要とされているのは、日本の労働委員会制度の一つの特色であり、労使関係の中立的専門家の選定を労使自身に委ねているという意義を持つ。

(2) あっせん員候補者

労働関係調整法第 10 条の規定により、労働争議の解決に当たらせるため、あっせん員候補者を委嘱している。当委員会では「福島県労働委員会あっせん員候補者の委嘱等に関する内規」第 2 条に基づき、現職の委員、事務局長、次長、審査調整課長及び副課長の職に在る者をあっせん員候補者に委嘱している。

(3) 調整員候補者

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第 20 条第 1 項の規定に基づき、県内における個々の労働者と使用者との間の労働紛争について迅速な解決を促進するため、個別的労使関係の調整を実施している。労働委員会会長は、当該紛争の調整に当たらせるため、個別的労使関係調整員候補者の委嘱等に関する内規第 2 条により、労働関係調整法第 10 条のあっせん員候補者として委嘱された者を調整員候補者として委嘱している。

#### 4 事務局

労働委員会の事務局の組織及び職員については、労働組合法第 19 条の 12 及び労働組合法施行令第 25 条の規定により、会長の同意を得て都道府県知事が内部組織を定め、会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び必要な職員を置くことになっている。

当委員会の事務局については、「福島県労働委員会事務局規程」により、内部組織、分掌事務、職制等に関して必要な事項が定められており、内部組織として審査調整課を置き、職員数は、福島県職員定数条例に規定された 15 人の内、11 人が配置されている。

## 第 2 節 委 員

### 第 46 期福島県労働委員会委員名簿

(令和 5 年 12 月末現在)

区分	氏 名	現 職	備 考
公 益 委 員	◎駒田 晋一	弁 護 士	H26. 6. 20～
	○吉高神 明	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	H26. 6. 20～
	二 瓶 優 子	特定社会保険労務士	H30. 6. 20～
	楨 裕 康	弁 護 士	H28. 6. 20～
	吉田 佳世子	弁 護 士	R4. 6. 20～
労 働 者 委 員	荒 川 聡	U Aゼンセン福島県支部長 連合福島副会長	R4. 1. 1～
	大 越 香代子	東芝プレジジョン労働組合福島支部 副執行委員長 連合福島副事務局長	H30. 6. 20～
	大 槻 光 政	東北電力労働組合福島県本部委員長 福島県電力総連会長 連合福島副会長	R4. 1. 1～
	菅 野 恵	トヨタカローラ福島労働組合執行委員 連合福島執行委員	R2. 6. 20～
	高 原 英 二	日ピス福島労働組合執行委員長 J A M南東北福島県連絡会会長 連合福島副会長	R4. 6. 20～
使 用 者 委 員	穴 澤 耕 二	一般社団法人会津地区経営者協会 アドバイザー・フェロー 福島県経営者協会連合会理事	H26. 6. 20～
	石 山 純 恵	株式会社クリフ代表取締役	H28. 6. 20～
	板 橋 正 治	福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長 福島県中部経営者協会専務理事	R2. 6. 20～
	黒 川 明 彦	株式会社タイヘイドライバーズスクール 取締役・顧問	R4. 6. 20～
	小 林 文 紀	株式会社福豆屋 専務取締役	R4. 6. 20～

(注) ◎印は会長、○印は会長代理



### 第3節

#### あっせん員候補者 福島県個別的労使関係調整員候補者

(令和5年12月末現在)

氏名	現職	当初委嘱年月日
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士	H26. 6. 24
吉高神 明	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	H26. 6. 24
二瓶 優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	H30. 6. 26
槇 裕 康	福島県労働委員会公益委員 弁護士	H28. 6. 21
吉田 佳世子	福島県労働委員会公益委員 弁護士	R4. 6. 28
荒川 聡	福島県労働委員会労働者委員 UA ゼンセン福島県支部長	R4. 1. 25
大越 香代子	福島県労働委員会労働者委員 東芝プレジジョン労働組合福島支部副執行委員長	H30. 6. 26
大槻 光政	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部委員長	R4. 1. 25
菅野 恵	福島県労働委員会労働者委員 トヨタカローラ福島労働組合執行委員	R2. 6. 23
高原 英二	福島県労働委員会労働者委員 日ピス福島労働組合執行委員長	R4. 6. 28
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者協会アドバイザー・フェロー	H26. 6. 24
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	H28. 6. 21
板橋 正治	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長	R2. 6. 23
黒川 明彦	福島県労働委員会使用者委員 株式会社タイヘイドライバースクール取締役・顧問	R4. 6. 28
小林 文紀	福島県労働委員会使用者委員 株式会社福豆屋専務取締役	R4. 6. 28
岡崎 拓哉	福島県労働委員会事務局長	R5. 4. 25
加藤 靖宏	福島県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	R4. 4. 26
大原 俊子	福島県労働委員会事務局審査調整課副課長兼主任主査	R4. 4. 26

令和5年中にあっせん員候補者及び調整員候補者の職を解かれた者は、下記のとおりである。

氏 名	解 任 時 の 職	備 考
吉 成 宣 子	福島県労働委員会事務局長	R3. 4.27～R5. 3.31



## 第4節 事務局

### 1 組織

事務局長 — 事務局次長 — 審査調整課長 — 副課長兼主任主査 — 課員 8名  
主任主査 (2)  
その他 (6)

### 2 現職員

(令和5年12月末現在)

所 属	職 名	氏 名	辞令発令日
	事 務 局 長	岡崎 拓哉	R5. 4. 1
	事務局次長	加藤 靖宏	R4. 4. 1
審査調整課	(兼) 課 長	加藤 靖宏	R4. 4. 1
	副課長(兼)主任主査	大原 俊子	R4. 4. 1
	主任主査	佐久間 裕孝	R5. 4. 1
	主任主査	須賀 美保子	R3. 4. 1
	主 査	佐藤 望美	R3. 4. 1
	主 査	今野 弘道	H31. 4. 1
	主 査	石川 新	H28. 4. 1
	主 査	村上 公太	R4. 4. 1
	副 主 査	金成 啓太	R3. 4. 1
	主 事	本田 さくら	R4. 4. 1

### 3 異動職員

所 属	職 名	氏 名	在 職 期 間
	事 務 局 長	吉成 宣子	R3. 4. 1 ~ R5. 3. 31
審査調整課	主任主査	高野 信也	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31

